

申告予約
1月21日(水)から!

確定申告

申告の受け付け

2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日、祝日を除く)

市役所：9時～16時30分
税務署：9時～16時

市役所税務課 → 予約制

- 対象 ●市県民税申告
●主な収入が給与・年金の人の確定申告(右記参照)

予約開始 1月21日(水) 9時から



予約方法

- 市ホームページ
- 予約専用ダイヤル ☎ 24・8208 (平日9時～16時)
電話での予約は混み合います。インターネットからの予約にご協力ください。

令和7年中に収入のなかった人の市県民税申告や、相談・確認が不要で提出のみの人は予約不要です。昨年度分の申告をした人は、2月初めに送付される令和8年度用の申告書を必要に応じ、記入後、返信してください。

小松税務署 → 整理券配付

- 整理券取得方法
●LINEで事前発行
●当日会場で配付



詳しくは小松税務署へ
お問い合わせください。

e-Taxで申告してみませんか？

問い合わせ 小松税務署 ☎ 22・1171(自動音声案内)

スマホ申込は
こちらから▶
1月上旬より公開



用意するもの

- マイナンバーカード
※4桁と6～16桁の各暗証番号が必要
- 収入や控除の金額が分かる資料
- 下記のいずれかの機器
・スマホ
・パソコンとICカードリーダライタ
またはスマホ

e-Taxのメリット

- 自宅などでいつでもできる
 - 自動計算で計算誤りなし
 - 添付書類提出不要
 - 保存データを翌年以降も利用可能
 - 還付金の振り込みが早いなど
- 青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成可能！消費税の申告にも対応！

申告で困ったときは

- 税務相談チャットボット
(税務職員ふたば)
AIが質問に分かりやすく回答します。
- タックスアンサー
よくある質問への一般的な回答が検索できます。

マイナポータル連携で さらに便利に！

各種証明書等のデータを一括取得・自動入力できます。さらに電子申告した場合は5年間の書類保管も不要になります。

- 医療費
- ふるさと納税
- 国民年金保険料
- 給与所得の源泉徴収票*
- 生命・地震保険 ほか

* 勤務先が税務署に給与所得の源泉徴収票を提出などの要件があります。

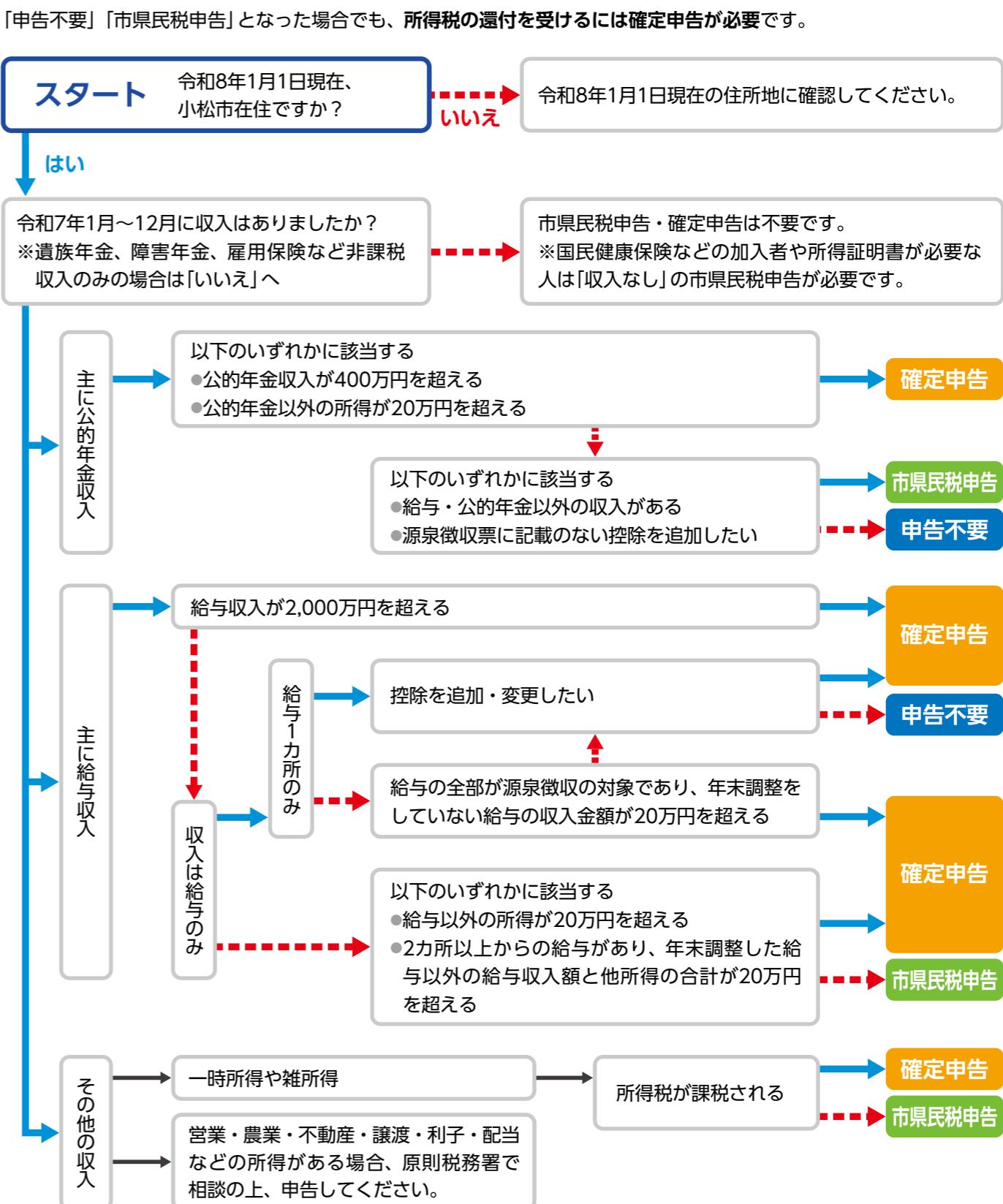
市県民税申告

【市県民税の申告】税務課 ☎ 24・8030
【所得税の確定申告】小松税務署 ☎ 22・1171

問い合わせ

申告が必要か確認しましょう

このフローチャートはあくまでも参考です。



申告に必要なもの

令和7年中の収入、支出について下記の書類をお持ちください。

※必要書類が不足していると受け付けできません。事前に持ち物の確認・準備をお願いします。

●本人申告の場合

- マイナンバーカードなど本人確認書類

●代理申告の場合

- 申告者のマイナンバーカードと印鑑
- 代理人の本人確認書類

給与所得者	源泉徴収票（勤務先が発行）
公的年金所得者	源泉徴収票（年金機構などが発行）
事業所得者	記入済みの収支内訳書や支払調書
その他収入	<ul style="list-style-type: none">個人年金支払証明書報酬支払調書保険の満期金等一時所得の金額が分かる書類など
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none">国民健康保険税などの納付額が分かる書類国民年金保険料の控除証明書その他社会保険料の支払い額が分かる書類
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
障害者控除	障害者手帳や認定書など ※右記「要介護者の控除」もご覧ください
医療費控除	<ul style="list-style-type: none">記入済みの医療費控除の明細書保険組合などが発行した医療費のお知らせ <p>※セルフメディケーション税制を受ける場合は、専用明細書と健康増進取り組みが分かる書類</p>
寄附金控除	寄附金受領証
所得税の還付がある場合	申告者名義の振込口座が分かるもの

令和8年度個人住民税の税制改正

主な改正点

- 給与所得控除の見直し
(最低保証額について、55万円→65万円)
- 各種扶養親族等に係る所得要件の引き上げ
(48万円→58万円)
- 19歳以上23歳未満の親族等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設



詳しくはこちら▶

医療費控除

⚠️ 事前に「医療費控除の明細書」を作成してください

医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ記入の上、申告会場へお持ちください。未作成の場合は受け付けできません。

医療費控除の明細書の取得方法

- 小松税務署、市役所、駅前行政サービスセンター、南支所に設置
- 国税庁ホームページからダウンロード



要介護者の障害者控除

要介護認定を受けている人は「障害者控除対象認定書」の交付を受けると、障害者控除などを申告できる場合があります。既に認定書を持っている人は、認定区分が変更・消滅するまで有効です。

対象 65歳以上の小松市介護保険被保険者で、認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人

申請方法 長寿介護課にある申請書(市ホームページからダウンロード可)を提出してください。結果は郵送でお知らせします。

問 長寿介護課 ☎24・8147

無料申告相談

予約不要

税理士に約20分無料で申告の相談ができます。
源泉徴収票をお持ちください。

とき 2月21日(土) 10時~12時、13時~16時

ところ アル・プラザ小松

対象 小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者など

問 北陸税理士会小松支部 ☎24・6801